

6 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>
<http://www.healing-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第31号を発行させていただきます。

事務所便りの仕上げをしている日に近畿地方が梅雨入りしたとテレビで知りました。これからはばら湿度の高い日が続きますが、体調を崩されないようお気を付けてください。

今月は、5月中に撮影してきた写真を掲載させていただきます。



(写真は、池田市にある水月公園にて撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について その3**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**経皮毒について その2**を書いております。皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 マイナンバー制度について その3

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されます。税理士、または事業主さんは、従業員さんなどの個人番号を教えてください、その番号が漏えいしないように管理しないといけなくなります。重要な制度ですので、今月も引き続きマイナンバー制度の内容をご紹介しますことにします。



(写真は、池田市にある水月公園です)

○申告書や法定調書等を税務署に提出する際、必ず個人番号・法人番号を記載しなければならないのですか？

個人番号・法人番号を記載することが義務付けられておりますので、申告書や法定調書等を税務署等に提出される際には、その提出される方や、扶養親族など一定の方に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となります。

○個人番号・法人番号は、いつから申告書、法定調書等の税務関係書類に記載する必要があるのですか？

個人番号・法人番号の記載が必要になるのは、以下の通りです。

所得税・贈与税	H28年分の申告書（H29年1月以降に提出するもの）
法人税	H28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
消費税	H28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から
相続税	H28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から
法定調書	H28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから

○個人番号が記載された申告書、法定調書等を税務署等へ提出する際や、法定調書提出義務者が金銭の支払を受ける者から個人番号の提供を受ける際の本人確認はどのように行うのですか？

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や申請・届出書等を税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

本人確認には、記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）及び申告書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要とされています。

具体的には、

①	個人番号カード（番号確認と身元確認）
②	通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）
③	個人番号が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）

などで本人確認を行うこととされています。

*本人確認は手間ですが、必ず行うようにしてください。

○源泉徴収票の作成等のために、従業員から個人番号

の提供を受ける際にも本人確認を行わなければならないのですか？

身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかと判断できると個人番号利用事務実施者（行政機関、地方公共団体など）が認める場合は、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

ただし、番号確認は行う必要があります。

*個人番号の確認は、必ず行うようにしてください。本人確認も合わせて行っていただければと思います。



(写真は、大阪市福島区にて撮影しました)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

企業節税策報告義務関連

日経新聞に「企業の節税策 報告義務 税理士・コンサルに 政府検討 税逃れ防止へ罰金も」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- 政府は税理士に対し、企業に提供している節税策の報告を2017年度にも義務付ける検討に入った。大きな税収減につながる節税を対象にし、報告を拒む場合は罰金も検討する。
- 節税策を作る税理士やコンサルティング会社に加え、節税策の提供を受ける企業も報告義務付けの対象になる可能性がある。
- 税理士には顧客企業のリストの提出を求めることも検討する。

- ・米英や韓国などはすでに当局への報告を義務付けている。
- ・1年間で億円単位の損失を意図的に作り出すような節税策が報告の対象になりそうだ。
- ・日本でも国税庁が関知しない節税策を使う企業が増えつつあるとみられ、報告を求めて把握できるようにする。
- ・節税策は違法ではないが法制度をかいくぐる脱法的な手法が多く、政府は報告を受けた節税策の情報をもとに法制度を手直しする。法制度の不備が解消されれば、手の込んだ節税策を防止する効果も見込める。

などと書かれておりました。

*億円単位の損失を作り出す節税策が報告の対象になってくるようですが、税理士の立場としましては、ここまでしないといけないのかなというのが正直な感想です。



(写真は、京都の亀岡市にて撮影しました)

軽減税率関連

日経新聞に「軽減税率、精米限定以外ならインボイス「導入必要」 財務省試算」、「消費税10%へ与党論点整理 軽減税率3案絞り込み」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・2017年4月に予定する消費税率10%への引き上げとの同時導入が目標。
- ・対象品目の線引きが最大の課題になっており、まず飲食料品の検討が

- ① 酒以外の飲食料品
 - ② 生鮮食品
 - ③ 精米
- の3案を軸に進む。

- ・「酒以外の飲食料品」が対象品目なら線引きが明確なため、消費者に分かりやすくなるが、「安定財源の確保の調整に困難が予想される」と指摘した。
- ・「生鮮食品」への適用からは、「加工食品」が除外される。生鮮食品かどうかの区別で消費者が戸惑うケースが想定されるほか、経理などで事業者の負担が増すとの見方を示した。

- ・「精米」以外の案は、取引の経理方式に、請求書などに商品ごとの税率や税額などを記載するインボイス(税額票)の導入が前提と財務省は主張している。
- ・事業者側にはインボイスによって事務負担が増える懸念があるため、当初3年程度、より簡易な経理方式を認める考え方を示した。

などと書かれておりました。

*消費税の複数税率については、事業者や税理士の負担もかなり増えるだけでなく、消費税の納付額の作成にかなりの神経を使わないといけなくなるので、低所得者向けに税金の還付等で対応していただく方がいいのではと思っています。

ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税急増 確定申告不要に / 返礼品が充実」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・2015年度から条件付きで確定申告が不要になったのを受け、4月の寄付額が前年の約20倍に増えたり、過去1年分を超えたりする例が各地で続出している。
- ・寄付の上限額は年収などによって異なるが、1月からおおむね2倍に拡大された。

- ・一般の会社員には手間だった確定申告も、4月から5自治体までの寄付については不要となった。

などと書かれておりました。

*返礼品を目当てにふるさと納税される方が多いのですが、それで地域の経済が少しでも活性化するのでしたらいいことなのではと思います。

4 経皮毒について その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、前回に引き続き「経皮毒」を取り上げてみます。

「経皮毒」吸収されやすい身体の部位は？

経皮毒は、身体のだどの部位からも同じ割合で吸収されるわけではないようです。

参考文献では、次のように書かれています。

(腕の内側の吸収率を1倍とした場合)

身体の部位	経皮吸収率
腕の内側	1倍
踵(かかと)	0.14倍
手のひら	0.83倍
頭	3.5倍
脇の下	3.6倍
額(ひたい)	6倍
顎(あご)	13倍
背中	17倍
生殖器	42倍

上記の経皮吸収率からしますと、**顎(あご)・背中・生殖器に化学物質が成分に多く含まれる製品を利用されるのは、危険だということがよく分かります。**

日常で利用している製品の成分表を一度ご覧になって確認されてみてはいかがでしょうか。

「出口のない毒」の危険とは？

化学物質が含まれている製品を少し使っているぐらいでは、影響はほとんどないでしょうが、**毎日使っていると人間の体内にじわじわと溜まってしまいう**ようです。

経皮吸収された毒は外部に排出されることが難しく血液や脂肪中に蓄積され、尿などから体外に排泄したり体内で分解するのに**腎臓や肝臓に多大な負担をかけてしまっている**ようです。

続きは次号にて取り上げさせていただきます。

【参考文献】

・監修 医学博士 真弓定夫 「子ども法廷シリーズ②

出口のない毒 経皮毒」 美健ガイド社

・経皮毒研究会 (WEB サイト)

5 編集後記

先月大阪都構想の賛否を問う住民投票がございましたが、大阪市民の方は投票に行かれたのでしょうか。

結果は否決、私がどちらに投票したのかには触れないことにいたしますが、もっとじっくりと時間をかけて住民投票を実施した方が良かったのではないかと思います。

話題をガラッと変えまして、私が最近食事に行つて美味しかったお店を簡単にご紹介したいと思います。

1軒目は、茨木市の総持寺近くにあるお蕎麦屋さん「貞寿庵(ていじゅあん)」。下の写真がお店の外観です。



2軒目は、池田市の阪急石橋駅から徒歩10分くらいのところにある自然食レストラン「ばんまい」。下の写真が外観です。



2軒とも美味しいお店でしたので、お近くに行く機会がありましたら行ってみてください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。